

第一章 社会福祉法人の実施事業

社会福祉法人が行う事業は、社会福祉事業、公益事業及び収益事業に区分されます。

社会福祉事業とは法第2条により規定されている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいい、それ以外の広い意味での社会福祉を目的とする事業については含まれません。したがって、法第2条に規定されている事業を行うことを目的としなければ、社会福祉法人とは認められません。

1 社会福祉事業

社会福祉事業は法第2条に列挙されており、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分類されています。

(1) 第一種社会福祉事業

第一種社会福祉事業は主に入所施設を経営する事業をいいます。利用者が生活の大部分を営む施設での事業であり、影響が大きいところから、原則として、国、地方公共団体及び社会福祉法人に限り経営できることとされ、その他の者が経営しようとする場合には、県知事の許可を受けなければならないとされています（法62-2、67-2）。

(2) 第二種社会福祉事業

第二種社会福祉事業は主に通所施設等を経営する事業をいいます。その実施主体については、特に制限は無く、県知事に届出を行えばよいとされています（法69）。

ただし、他法令や各種規定により、施設の設置にあたっては、認可や事前の協議等が必要な場合があります。

(3) 社会福祉事業の適用除外事業

以下のものについては、社会福祉事業と内容を同じくするものであっても、社会福祉事業として取り扱いません（法2-4）。

- ・ 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業
- ・ 実施期間が6か月を超えない事業（社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業にあっては3か月）
- ・ 社団又は組合の行う事業であって、社員又は組合員のためにするもの
- ・ 無料低額老人保健施設、隣保事業、福祉サービス利用援助事業、社会福祉に関する連絡又は助成を行う事業を除く社会福祉事業のうち、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあっては5人、その他のものにあっては20人（政令で定める事業にあっては10人）に満たないもの
- ・ 社会福祉事業の助成を行う事業で、助成額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

なお、政令で定める事業は以下のとおりです。

- ・ 認定生活困窮者就労訓練事業
- ・ 小規模保育事業
- ・ 認定こども園である幼保連携施設を構成する保育所
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 就労継続支援 A 型
- ・ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 B 型の事業で、厚生労働大臣が定める離島その他の地域で、将来的にも利用者の確保の見込みが無いとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの

社会福祉事業一覧

社会福祉法第2条

【第一種社会福祉事業】

項目号	事業内容	根拠法令	担当課
2	1 救護施設 更生施設 宿所提供的施設 生計困難者に対して助葬を行う事業	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 障害者総合支援法 壳春防止法 社会福祉法	健康福祉課
	2 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設		児童福祉課 障害政策課 児童福祉課
	3 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム		介護高齢課
	4 障害者支援施設		障害政策課
	6 婦人保護施設		人権男女・多文化共生課
	7 授産施設 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業		健康福祉課

【第二種社会福祉事業】

項目号	事業内容	根拠法令	担当課
3	1 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与える事業 生計困難者に対して生活に関する相談に応ずる事業	社会福祉法 生活困窮者自立支援法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法	健康福祉課
	1の2 認定生活困窮者就労訓練事業		
	2 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 児童自立生活援助事業 放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 小規模住居型児童養育事業 小規模保育事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業 助産施設 保育所 児童厚生施設 児童家庭支援センター		障害政策課 児童福祉課 子育て・青少年課 児童福祉課 児童福祉課 子育て・青少年課 児童福祉課 子育て・青少年課 児童福祉課 子育て・青少年課 児童福祉課 子育て・青少年課 児童福祉課

項目号	事業内容	根拠法令	担当課
2	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	児童福祉法	児童福祉課
2の2	幼保連携型認定こども園	就学前保育等推進法	子育て・青少年課
3	母子家庭等日常生活支援事業 寡婦日常生活支援事業 母子・父子福祉施設	母子及び父子並びに 寡婦福祉法	児童福祉課
4	老人居宅介護等事業 老人デイサービス事業 老人短期入所事業 小規模多機能型居宅介護事業 認知症対応型老人共同生活援助事業 複合型サービス福祉事業 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人福祉センター 老人介護支援センター	老人福祉法	介護高齢課
4の2	障害福祉サービス事業 一般相談支援事業 特定相談支援事業 移動支援事業 地域活動支援センター 福祉ホーム	障害者総合支援法	障害政策課
5	身体障害者生活訓練等事業 手話通訳事業 介助犬訓練事業 聴導犬訓練事業 身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設 身体障害者の更生相談に応ずる事業	身体障害者福祉法	障害政策課
6	知的障害者の更生相談に応ずる事業	知的障害者福祉法	障害政策課
8	無料低額宿泊所	社会福祉法	健康福祉課 人権男女・多文化共生課
9	無料低額診療所		
10	無料低額老人保健施設		
11	隣保事業		
12	福祉サービス利用援助事業		健康福祉課
13	社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業		

2 地域公益的取組と公益事業及び収益事業

(1) 地域における公益的取組

法第24条第2項では、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」としています。

これら、社会福祉法人の責務として規定されたいわゆる「地域における公益的な取組」は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

① 社会福祉事業又は公益事業（法55の2-4-2に規定する地域公益事業を含む。以下「社会福祉事業等」という）を行うに当たって提供される福祉サービスであること
「地域における公益的な取組」は、「社会福祉事業等を行うに当たって提供される福祉サービス」であり、原則として、社会福祉を目的とする取組を指します。

したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業等を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当するものです。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当します。

また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれ、さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るために環境整備に資する取組も含まれます。

② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること
「地域における公益的な取組」は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」を対象としていますが、これは、原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とする者を指すものです。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域の様々な資源を活用し、現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に支援を必要とする状態となった場合に適切に支援につながることができるような環境や状態を構築するという視点も重要であることから、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性

の高い者も含まれるものであり、「地域における公益的な取組」には、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれます。

また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれます。

③ 無料又は低額な料金で提供されること

「地域における公益的な取組」は、「無料又は低額な料金」で実施することとしていますが、これは、原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指すものです。

したがって、当該取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しませんが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当します。

(2) 公益事業

以下のような要件を満たした場合、社会福祉法人は公益事業を行うことが認められています。

- ・ 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること
- ・ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること
- ・ 法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあること
- ・ 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと
- ・ 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業等に充てること

なお、公益事業のうち、社会福祉事業として制度化されておらず、また市場による安定的・継続的な供給が望めない福祉サービスについて、地域のニーズを踏まえて無料又は低額な料金により供給する事業については、「地域公益事業」として位置づけられています。

(3) 収益事業

収益事業の種類については、特別の制限はありませんが、以下のようないくつかの要件を満たすことが必要です。

- ・ 法人が行う社会福祉事業等の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること
- ・ 法人の社会的信用を傷つける恐れがあるもの又は投機的なものでないこと
- ・ 当該事業から生じた収益は、法人が行う社会福祉事業又は特定の公益事業の経営

に充当すること（母子及び父子並びに寡婦法施行令第6条第1項の事業を除く）

- ・ 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること
- ・ 社会福祉事業に対し、従たる地位にあり、社会福祉事業を超える規模ではないこと

